

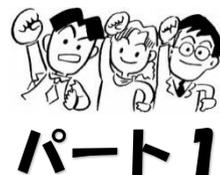
# JR東労組盛岡

No. 63  
2018年 4月19日  
東日本旅客鉄道  
労働組合  
盛岡地方本部

〒020-0045  
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号  
発行人 坂本 浩  
編集人 情 宣 部  
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157  
JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

盛地申  
第13号

2018年4月期  
36協定交渉



申13号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」に関する申し入れの団体交渉を4月16日に開催し、8項目すべての議論を終了しました。

## 第1項

企画部門および現業機関における超勤勤務の実態について明らかにすること

平成29年度4月～12月の超勤実績は全体的に増加しました。特に企画部門や設備職場が増加傾向にあり、理由として台風や爆弾低気圧などの自然災害、昨年11月の山田線運転再開準備や山田線CTC工事、保安監査やシステム監査などが挙げられました。設備職場では特に、土木や建築が年々増加傾向にあります。今後は大きなプロジェクト工事の終了等で減少を見込んでいることや、工事契約の見直しや部外能力の活用を継続的に行う事で、超勤削減に向け取り組む事を確認しました。また、青森運輸区の指導員は、訓練車両の借用等の負担が大きい事に対し、支社としても決して業務量は少なくないという認識を持っており、業務の平準化、タブレットを活用していくことや、引き続き訓練車両の確保に努めていく事を確認しました。

全体的には、超勤の削減はもとより、超勤をしっかりとつける事が大事であり、今後も対策をしっかりと行っていく事を確認しました。

## 第2項

一関保線技術センターで昨年7月に発生した36協定違反の経過と原因、対策を明らかにすること

2017年10月期の36交渉で確認した「確認メモ」に則り会社は設備職場の実態調査を行っていましたが、そのうち2017年7月分、5職場の調査結果が明らかになりました。一関保線技術センターでは3件の36協定違反(月3回の公休日労働を行った事象が1件、月45時間を越えて超勤を行った事象が2件)が明らかになった他、5職場全てで報告した超勤とパソコンログデータとの間に乖離があり、サービス労働(補正)の件数は計200件以上あった事が明らかになりました。

支社からは「実態把握を目的に行った調査であり、補正が出た事は超過勤務をしっかりとつける事が徹底されてなかったと認識している。箇所との意見交換を今後引き続き行っていく」「結果として3件の36協定違反が出ました。支社として、箇所の実態として受け止めつつ今後の適正な労働時間に生かしていく」と原因と対策が語られました。地本からは「昨年4月に36協定違反が発生した後、7月にも再度発生していたことは労働組合として重く受け止めている。昨年4月以降、支社からの指導がされたはずなのに再び違反が発生した事は対策や教育に不備があったとしか言いようが無い」と労働時間管理に課題がある事を明らかにしました。原因として、時間外労働に対する認識がまだまだ浸透していない事が明らかになりました。全社員への教育の必要性を訴えたほか、超勤をしっかりとつけている事は、この間の議論の成果として確認し、今後も超勤削減の対策を行い、適正な労働時間管理に向けて取り組む事を確認しました。また、支社からの実態調査結果の説明の際、36協定違反の説明が無かった事に対しては、地本からの質問があって初めて36協定違反の事実を明らかにした支社の姿勢を指摘し、今後、協定違反が発生した場合には示す事を確認しました。

※補正分は4月の給料で支払う事を確認しました。